

5号随契理由書

本工事は、和泉市春木川町において、昭和54年度急傾斜地崩壊対策事業において設置した斜面对策施設の一部が損壊したため、施設補修工事を実施するもの。

損壊した状態を放置することで、損壊箇所上部に存する擁壁類等の斜面对策施設が不安定な状態になること、併せて損壊した法面施設(吹付モルタル材)及び土砂類により、隣接する建物(木造・納屋)に倒壊の危険性が高まることから、早急に法面保護対策工事を実施する必要があるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、緊急の随意契約を行うもの。

施工を依頼する相手としては、当該箇所に隣接して稼働中の業者は存在しないことから、「令和3年度二級河川松尾川外河川等防災工事(単価契約)(R3鳳土木事務所)」にて当該箇所の応急対応業務(法面養生)を実施し、現地の状況を把握している、花田建設株式会社を選定する。

《参考》

大阪府随契ガイドラインより

(4) 令第167条の2第1項第5号

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。この場合には、次の2つの要件を備えた場合が該当する。

ア 天災地震その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、公告の期間等を短縮してもなお競争入札に付する暇がないようなときであること。

イ 競争入札に付しては、契約の目的を達成できないこと。

一般的事例

【建設工事】

(ア) 堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害に伴う応急工事

【契約相手方選定に係る要件】

緊急の随意契約を行う業者には、必要がある場合、以下の要件の具備を求める。

(ア) 入札参加資格登録について、次の要件を満たすこと。

大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿、大阪府建設工事測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格者名簿又は大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿に記載されている者

(イ) 地域要件等について、以下のいずれかの要件を満たすこと。

③ 応急工事又は応急業務を行う施設における応急工事又は業務を過去に実施した者